

# 令和8年度の改正点

## 1 経営あんしん資金の見直し

- 物価高騰特例の融資対象者を拡充し、国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由（\*）の影響を受けた事業者を融資対象とします。
  - \* 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由は、（1）物価高騰、（2）人件費の上昇、（3）イラン情勢に伴う影響（サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など）とする。
- 現行の【物価高騰特例】の融資対象期間は、原則、令和8年3月31日融資実行分までとなります。
- ただし、令和7年度中に【物価高騰特例】を申し込んだものの、3月31日までに融資実行まで至らなかったものについては、4月以降に【経済変動特例】と読み替えて融資実行することを可能とします。
- 要件は物価高騰特例と変わらず、売上高総利益率又は営業利益率が前年比5%以上減少している事業者とします。
- 利子補給率は0.6%とします。

融資対象者	中小企業者、中小企業組合 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由（*）の影響を受けており、次のアからカのいずれかに該当する者 ア 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 イ 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 エ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者 オ 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者 カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
利 率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内

## 2 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の継続

- 人手不足に苦慮している事業者の資金繰りを支援するため、令和7年度に創設した設備投資促進資金【人手不足対応特例】の取扱いを令和8年度も延長します。

### ■融資条件等

融資対象者	次のアからウのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア 人手不足の解消又は緩和のための設備投資（*1）を行う者【人手不足対応特例】 イ 省エネ・創エネにつながる設備投資（*2）を行う者 ウ 事業再構築の推進のため補助金（*3）を受けて設備投資を行う者
-------	---

### 3 起業家育成資金の拡充

#### ① 融資対象の拡充

- 起業家育成資金の対象を、開業後5年以上10年未満の事業者まで拡充します。
- 利子補給率は0.5%とします。
- 責任共有制度は「有り」となります。

#### ② 借換制度の創設

- 起業家支援に特化した借換制度を新たに創設します。

#### ① 起業家育成資金

融資対象者	<p>次のアからキのいずれかに該当する者（第3の1(2)に該当することを要しない。また、事業開始後最初の事業年度の事業税等の納期限が到来していない場合、第3の1(3)に該当することを要しない。）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者（創業者）</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業による支援を受けた者」という。））にあつては、6か月以内に県内で新たに開業（*1）する具体的な計画（*2）を有するもの</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者）にあつては、6か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの</p> <p>(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの（分社化）</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であつて、県内で事業を営むもの（新規中小企業者）</p> <p>(ア) 開業後5年未満の個人であつて、当該開業の日（*3）前に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年未満の会社であつて、設立の日（*4）前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 設立後5年未満の会社であつて、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの（分社化）</p> <p>ウ 上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であつて新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>エ ア(ア)若しくは(イ)、イ(ア)若しくは(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)若しくは(イ)に該当する個人又は個人が設立した会社（第3の1(5)に該当することを要しない。）（再挑戦支援保証を付するものに限る。）</p> <p>(ア) 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化（業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう。）により廃止してから5年未満の者</p> <p>(イ) 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日）において当該会社の業務を執行する役員（社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む。））が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない。）であつた者で解散の日から5年未満のもの</p> <p>オ ア(イ)若しくは(ウ)、イ(イ)若しくは(ウ)又はウのいずれか（保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己</p>
-------	--

	<p>資金を有する者（*5）に限る。）に該当するもの（国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を付するものに限る。）</p> <p>カ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの</p> <p>(ア) 開業後5年以上10年未満の個人であって、当該開業の日(*3)前に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、設立の日(*4)前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの（分社化）</p> <p>キ 上記イ（ア）又はカ（ア）に規定するものであって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社を設立したものが事業を開始した日から起算して、経過した年数が5年以上10年未満のもの</p>
融資利率	<p>(1) ア～オにあつては、</p> <p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1. 7%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1. 5%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1. 3%以内</p> <p>(2) カ及びキにあつては、</p> <p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1. 8%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1. 6%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1. 4%以内</p>

## ②起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）

融資対象者	<p>ア 4（1）ア～オの者 次の（ア）から（ウ）の全てに該当するもの</p> <p>イ 4（1）カ又はキの者 次の（ア）から（ウ）の全てに該当するもの</p> <p>(ア) 融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付）、起業家育成資金（独立開業貸付）、女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）によるものを含む。また借換制度によるものを含む。以下この項において同じ。）の融資残高がある者</p> <p>(イ) 借換制度の利用により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あるもの（再借換の場合、「借換制度の利用により」とあるのは「借換制度利用後の毎月の元金返済額が借換前の元金返済額に比べて軽減されることにより」と読み替える。）</p>
融資利率	<p>(1) アにあつては、</p> <p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1. 7%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1. 5%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1. 3%以内</p> <p>(1) イにあつては、</p> <p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1. 8%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1. 6%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1. 4%以内</p>

## 4 企業パワーアップ資金の拡充

### 協調支援型特別保証制度要件の創設

- 協調支援型特別保証制度を県制度融資においても利用できる要件を追加します。

融資対象者	<p>中小企業者 次のア又はイのいずれかに該当するもの（国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を付すものに限る）</p> <p>ア 申込金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けたもの</p> <p>イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p>
融資限度額	<p>設備資金 2億8,000万円</p> <p>運転資金 2億8,000万円</p> <p>設備資金と運転資金の併用 合計2億8,000万円</p> <p>中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円</p>
融資利率	取扱金融機関の所定利率
融資期間	<p>設備資金 1年超10年以内（一括返済の場合1年以内）</p> <p>運転資金 1年超10年以内（一括返済の場合1年以内）</p>
信用保証	<p>付する。保証料率は年0.45%～1.90%以内</p> <p>なお、信用保証料に対し、国から要件に応じて以下のとおり補助がある。</p> <p>（1）アのもの：1/3相当額</p> <p>（1）イのもの：1/4相当額</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
受付機関 金融機関	取扱金融機関（県外支店を除く。）

## 5 借換資金の見直し

- 再借換の回数制限を廃止します。

融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のア及びイに該当するもの ア 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金(*1)の融資残高がある者 イ 借換資金の利用により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あるもの(2回目以降の借換の場合、「借換資金の利用により」とあるのは「借換資金利用後の毎月の元金返済額が借換え前の元金返済額に比べて軽減されることにより」と読み替える。)
-------	---

### ■運用についての注意事項

- 融資利率の適用は融資実行時で判断します。令和8年3月31日以前に受付を行った案件であっても令和8年4月1日以降に融資実行する場合には、令和8年4月1日以降の融資利率が適用されます。

## 6 様式の変更

- ・ 資金メニューの見直しによる変更等に伴う様式の改正をしました。
- ・ 改正後の様式については、県 HP「県指定様式集」ページをご確認ください。

※ 原則として、ホームページに掲載している様式を御利用ください。それ以前の様式については、改正内容に影響のない範囲であれば使用可能です。